

いじめ防止基本方針



箕面市立第二中学校

令和4年（2022年）3月改定

◆ もくじ ◆

I いじめ問題に関する基本的な考え方 (「箕面市いじめ防止基本方針」から)

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本認識
- 3 学校いじめ防止基本方針の周知について

II 未然防止

- 1 子どもや学級の様子を知る
- 2 「豊かな心をはぐくむための人権教育」に取り組む
- 3 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり
- 4 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 5 保護者や地域の方への働きかけ

III 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高める
- 2 いじめの早期発見のために
- 3 相談しやすい環境づくりをすすめる

IV 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ

V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめへの対応に関する基本理念
- 2 未然防止ネット上のいじめについて
- 3 未然防止
- 4 発見時の対応

VI いじめ問題に取り組む体制の整備

- 1 いじめ対応チームの常設について
- 2 教職員の研修の充実

VII 重大事態への対処

I いじめ問題に関する基本的な考え方

（「箕面市いじめ防止基本方針」令和3年（2021年）11月改定から）

いじめは、子どもの将来にわたって内面を傷つけるものであり、子どもの健全な成長に悪影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは人として決して許されない行為であり、「いじめを絶対に許さない」という強い姿勢の下、あらゆる努力をしなければならない。また、いじめはどの子どもにも起こり得ることから、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むものである。

いじめへの取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組みを進める。とりわけ、「いじめを許さない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践を続けていくことが必要である。

1 いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ防止対策推進法」において「いじめ」とは、子どもに対して、当該の子どもが在籍する学校に在籍している等当該の子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

また、障害特性を有する子どもや心身の思いを表現することが苦手な子どもは、法第2条のいじめの定義にある「心身の苦痛を感じている」と訴えることが難しい子どももいることから、いじめ行為の対象となる子どもの認識に関わらず、障害特性を有する子どもを含め、すべての子どもの尊厳を損なう行為は「いじめ」と認識し、法に沿った対応を行うこととする。

なお、好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害の子どもが謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、法第22条を踏まえて設置される「校内いじめ対策委員会」で情報共有するものとする。また、けんかやふざけあいであっても、見えないところでいじめが発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの心身の苦痛の有無に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本認識

いじめには様々な特質があるが、箕面市、箕面市教育委員会及び学校は、以下の①～⑧をいじめ問題に対する基本的な認識とし、取り組むものとする。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

具体的ないじめの態様例は以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォンやゲーム機等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめ問題への取組みにあたっては、日々「いじめの未然防止」と「いじめの早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は迅速に「校内いじめ対策委員会」で対応を協議して、「早期対応」に的確に取り組むものとする。また、重大事態が発生した場合においても、迅速に事案の解決にあたりるとともに、一層誠実な対応に努める。加えて、箕面市教育委員会に報告するとともに警察を含む関係機関においての指導・相談も積極的に連携し「いじめは絶対に許さない」姿勢で対処する。

3 学校いじめ防止基本方針の周知について

本校のいじめ防止基本方針の周知については、以下のように行う。

- 学校ホームページに掲載する。
- 新入生保護者説明会、学年懇談会、PTA運営委員会など本校の保護者集会において、校長等からいじめ防止基本方針の周知を行う。
- 学校協議会や地域の会合等において、校長等からいじめ防止基本方針の周知を行う。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめは絶対に許さない環境づくり」に取り組む。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、予防的、開発的な取組みを計画・実施する。

1 子どもや学級の様子を知る

① 教職員の気づきが基本

教職員が子どもたちや学級の様子を知るためには、日常からいじめを意識した関わり方を学校として・教員一人ひとりが持っていることが重要である。つらい表情をしている子やイライラしている子がいなくて常に気を配り、いじめに気づくこと（予防と早期発見）が大切である。子どもたちと同じ目線で物事を考え、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量るカウンセリングマインドのある学校体制を構築する。

② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題の早期発見への具体的な指導計画を立てる。そのためには、いじめアンケートや箕面子どもステップアップ調査の生活調査を有効に活用する。

支援学級に在籍する子どもたちや配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、小中一貫教育をより推進していくため、小学校との連携を進め、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。また、支援学級に在籍する子どもたちはいじめを受けたかどうかを訴えることが難しいこともあるため、支援学級の教職員と学年教職員が日頃から情報連携を行いながら実態把握に努める。

2 「豊かな心をはぐくむための人権教育」に取り組む

授業をはじめとする全ての教育活動に人権教育を礎として二中の柱「学力」「生活」「仲間」を意識づける。

「箕面の授業の基本」をもとに、箕面市がめざす「課題解決的な学習」に取り組む。また、本校は子どもたちにつけたい力として「学力」「生活」「仲間」の言葉を提示している。教職員全員が教科授業はもとよりすべての教育活動において人権教育を礎として3つの力がつけられるよう、子どもたちが主体的に学ぶ姿勢をもつような意識づけに取り組む。

基本方針

「学ぶことは楽しい」と実感できる授業づくりに関する研究を推進し、主体的に学ぶ意欲を向上させ、「認め合い、高め合い、学びを楽しめる子」を育てるよう授業実践に努める。

具体的方策

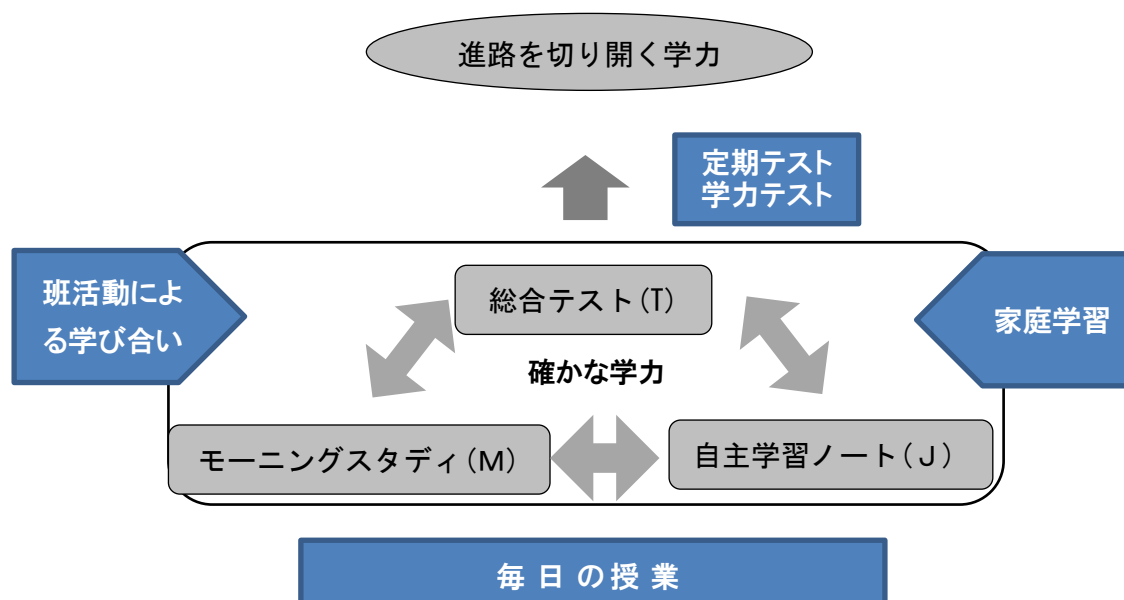
すべての授業かつ教育活動において、教職員は「主体的」「対話的」「振り返り」「教科横断」「ユニバーサルデザイン」に着眼し、「学力」「生活」「仲間」三つの力に近づいたかを日々点検し、さらに向上心を持つよう表現力・思考力も育成する。

また、ユニバーサルデザイン（視覚化・構造化・協働化）・支援教育の視点を大切に
した授業研究をすすめ、「認め合い、高め合い、学びを楽しめる子」を育てるよう授業
実践に努める。

「生活」～自分と向き合う力～			
自分をコントロールする力	粘り強さ	自己理解する力	
<行動レベル> ①自分のやるべき課題に向き合うことができた。 ②他のことに意識を向けてしまうことなく、取り組むことができた。 ③その場の環境に適応しながら取り組むことができた。	<行動レベル> ①簡単に解決することができない課題に向き合うことができた。 ②簡単に解決することができない課題に直面しても、投げ出すことなく取り組むことができた。 ③簡単に解決することができない課題に直面しても、我慢強くやり抜くことができた。	<行動レベル> ①自分の感情や、学習の理解度を把握できた。 ②自分の強みを活かして、学習することができた。 ③目的を持って計画的に学習することができた。	
<例> 雷が鳴って周りがうるさくなくても自分は集中してできた。（外的要因）	<例> 難しい入試問題であきらめかけたが、最後まで頑張った。（内的要因）	<例> 得意な範囲で理解できていたので、周りを見ながら余裕をもって課題を終わらせた。	
「学力」～自分を高める力～			
チャレンジする力	自尊感情	創造性	
<行動レベル> ①新しいことを学習することが自分にとって価値のあることだと捉えることができた。 ②自分の力を信じて取り組むことができた。 ③夢中になって追求することができた。	<行動レベル> ①自分自身の小さな成長を認識することができた。 ②自分自身の小さな成長に喜びや楽しさを感じることができた。 ③ありのままの自分を受け入れて、自分自信を価値ある存在だと捉えることができた。	<行動レベル> ①ものごとを批判的に分析することができた。 ②ものごとを批判的に分析し、本質を捉えることができた。 ③今あるものをつくり替えたり、新しいものをつくりだそうすることができた。	
<例> 苦手な範囲の課題であったが、この時間内で終わらせられると信じてあきらめずチャレンジできた。	<例> 苦手な範囲だったけど、教えてもらって少しできるようになったのがうれしかった。	<例> 課題の内容を、理解できるまで徹底的に学び、分かりやすいように工夫してレポート取り組めた	
「仲間」～他者と関わる力～			
コミュニケーション力	思いやる力	認め合う力	
<行動レベル> ①他者と意思疎通ができた。 ②自分の意見を主張し、他者の意見を傾聴することができた。 ③自分の意見を主張し、他者の意見を傾聴することで、お互いの納得解を導くことができた。	<行動レベル> ①他者の状況を把握することができた。 ②他者の状況を把握した上で、相手の心情に寄り添うことができた。 ③他者の状況を把握した上で、必要に応じて自分の力を活かすことができた。	<行動レベル> ①学びの空間はその場の全員で育むものであると理解できた。 ②他者への配慮を考えて行動することができた。 ③他者への配慮を考えて行動することで、良好な信頼関係を築くことができた。	
<例> クラスの仲間と課題について、話し合い、お互いが納得できる答えに一緒に考えてたどり着けた。	<例> クラスを見渡して、困っているような人に声をかけられた。そこで助けを必要としている人には協力できた。	<例> 友達が頑張って取り組んでいたのに、邪魔をしないように、声をかけるのを一度やめて、後で話しかけられた。	

モーニングスタディ（M）、自主学習ノート（J）、総合テスト（T）の取組みを推進する。班を活用することやコロナ禍でも可能な活動スタイルを模索しながら互いに支え合い学び合える集団づくりをすすめる。

「二中 MJT サイクル」



3 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に取り組む。

（１）子どもたちのまなざしと信頼

子どもたちは、教職員の一举手一投足に注視している。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけたり、不信感を生んだりして、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は人権意識を高く持って、子どもたちの良きモデルとなるような言動を日々実践する。

（２）心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる学校体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

（３）自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会をつくり、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。

（４）子どもたちの主体的な参加による活動

生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法である。

<生徒の主体的な活動の実践>

○箕面市中学校「いじめ防止」にかかる生徒学習会

市内の生徒会執行部が集まり、様々な課題に関して議論をする会を開催。その中でネットいじめ、SNSトラブルに関する話題もあり、生徒会では「生徒会新聞」を通じて全校生徒に課題に関する考えを深める活動を行っている。生徒会から全校生徒に「いじめ防止」の啓発活動に取り組めるよう支援する。

○学年朝礼

学級委員会が運営する集会。学級委員が集まり、クラスや学年の課題について話し合ったことを学年全体に返していくことでいじめを含めた仲間づくりの課題や、生活についての課題などを深く考える場とする。

４ 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させ、豊かな心を育成する。

（１）人権総合学習の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。また、子どもたちが人の痛みだけでなく喜びや感謝といった様々な気持ち・思いも思いやれる人となれるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

また、子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

SDGsの17項目を意識し、福祉体験やボランティア体験等の「生きた社会」とのかかわりなど、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

〈人権総合学習の基本的な考え方〉

3年間の集大成である進路指導〔進路保障〕は、本校のめざす生徒像が「主体的に自分の

位置を築くことのできる生徒」とあるように、進路先が単なる入り口ではなく、次のステップへと確実につながっていくものでなくてはならない。つまり、新しい出会いの中で自ら人間関係を積極的に築き、その能力を最大限生かし、遠い将来を自らのものにするために努力をおしまない生き方ができる生徒に育て、社会に送り出すことをめざし取り組まれるべきである。そこで、3年間を見通した指導が必要であり、キャリア教育の視点から、生き方を見つめる人権・総合学習や道徳・学活を組み立てていく。

〈人権総合学習の具体的な取組み〉

3年間を見通した人権総合学習

＜目的＞

生きるための基礎学力と豊かな人間関係づくりの力、主体的に生活する態度を育てる。

＜目標＞

生徒たちがさまざまな人と出会い・体験活動を重ね、教職員や仲間と共に体験の意味を共感し合い、自らを見つめながら、自分の生き方を深く考える力を育てていく。

【1年生】

「出会い」をキーワードに、1年生では総合的な学習の取組みを行う。「多文化共生教育」を推進し、1年生の生徒一人ひとりが、いじめ防止にとっても非常に大切である「人との違いを受け入れ、自分に自信を持って生活することができるようになること」をねらいとしている。そのため、「ゲストティーチャーからの聞き取り」や萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）と連携し、「地域から学ぶ取組み」を行う。

【2年生】

2年生では、「キャリア教育」を総合的な学習の柱として、「働くこと」とはどういうことなのか、どのような職業があるのか、自分に合った職業はどのような職業なのかなど「職業」というものに対していろいろな観点から学習を進める。

また、自他を尊重し、自分とは異なる考え方や背景をもつ他者について思いをめぐらせ、ともに学び、ともに育ち、ともに生きることについて考える学習に取り組む。

【3年生】

進路に関する悩みを共有し、進路を切り開いていく力を身につける「悩んでるねん。どう思う？」。自分を見つめ、自分をPRできるような力をつけることを目的に、クラスの仲間から自分の「いいところ」を探してもらい「いいところ探し」などに取り組み、「自分の生き方を見つめ、互いの進路を尊重し、仲間とともに進路を考えていく」を柱にした学びを進める。進路に関する様々な情報だけでなく、進路を自己決定する力をつけ、悩んでいる仲間を支え合う集団づくりや、進路先で主体的に位置を築く力をつける取組みを行う。

（２）道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。

とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

＜道徳教育の取組み＞

「社会の一員として、仲間を尊重し、豊かに生きる心を育てる」ことを目標とする。

- ・社会生活におけるルール、マナーを身につける。
- ・主体的な生活規律を創造する。
- ・互いを認め合う大切さを知る。
- ・命の大切さを考える

以上の４つを重点的に指導することで、目標達成をめざす。

具体的な取組みとして、指導計画を道徳教育の４つの観点をすべて指導できるように立て、担任、副担任など学年教員が全員で道徳の授業を実践する。また、従来１つの教材で１つの授業しか行えなかったものが、クラスごとにローテーションをして行うように変更することで、クラスの数だけ同じ教材を活用できるようになる。これにより、担当教員も教材観が深まり、そのふりかえりを共有することで年を経るごとに道徳の授業を充実させる。

（３）体験学習の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

福祉体験やボランティア体験、職場体験等の「生きた社会」とのかかわりなど、意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

＜体験学習の実践＞

○地域から学ぶ取組みに参加する。（１年生）

○体験を通したSDGｓ、キャリア教育に関する取組みを行う。（２年生）

○修学旅行を通じて、「平和学習」を体験的に行う。（３年生）

○「ボランティア体験」の実施（全校生徒）

ボランティア体験の取組みは、地域連携の一環であると同時に、生徒が地域の課題を知り、自主的に社会に貢献する機会を提供している。この取組みは、学校に地域のボランティア団体を招いて、その活動を手伝うというものである。生徒は学年ごとにいくつかのボランティア活動のなかから、自分が参加したいものを選び、それぞれの団体に協力する。それぞれの団体は、地域の課題解決に積極的に取り組んでいるため、活動を手伝うことによって、生徒たちがそうした地域の課題を知ることもつながっている。

上記の目的達成と併せて、人権総合学習として、部落問題、自然・環境問題、国際理解学習、子どもや高齢者問題、障害者問題など、地域の課題解決のためのお手伝いを行う活動と位置づけている。

（４）コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

＜コミュニケーション活動の取組み＞

○班活動を軸とした仲間づくり

本校における仲間づくりの取組みの軸となっているのが班活動である。全学年１クラスを複数の班に分け活動を行う。一つの班が４～６人という少人数であるため、班のメンバーが互いに仲間のことを思いやり、一人ひとりが役目を持ち、支え合いやすい人数構成になっている。

この生活班では、毎朝のモーニングスタディから、昼食、清掃、終礼にいたるまで、ともに行う。教科の授業でも、主体的な学びを保障する班学習を取り入れた活動が盛んに行い、他者と自分の意見を交流し合う。それが、「違い」に気づき、認め合うことにつながる。各学校行事でも、あらゆる場面で班を活用して取組みが進められる。

※班活動だけでなく、コロナ禍でも持続可能なコミュニケーション活動を追求していく。

５ 保護者や地域の方への働きかけ

PTA の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

＜PTA や地域の方々への働きかけの実践＞

○授業参観、学級懇談会、オープンスクールの実施

授業参観やオープンスクールを行い、保護者や地域の方々に生徒の学校生活の様子を参観していただく機会を設ける。また、学級懇談会や学年懇談会を行い、いじめなどの問題行動も含めたクラスや学年の様子や課題を話し合う場を作り保護者とともに考える。

○地域の方々からの聞き取り

1年生では地域学習のスタートとして、「らいとぴあ21」と連携して、国際理解学習では国際交流協会と連携して、ゲストティーチャーを招いて聞き取りを行う。それらの活動を通して、差別やいじめのない社会づくりの大切さを学ぶ。

○文化祭、体育祭などの各行事に対する地域の方々への参加協力

本校では文化祭、体育祭も「学校と地域のまつり」と位置づけ、地域の方の行事参加を盛んに行っている。文化祭では「地域ブース」を設け、地域の方と生徒との交流が行われる。これにより、地域で子どもを育てるための見守り体制を充実させる。

○PTA 運営委員会、地区委員会、広報委員会、学級委員会の各委員会の実施

月に1回、PTA の各委員会を開き、そこで生徒の見守り体制やいじめを含めた学校の課題についての情報を保護者と共有する。

○学校協議会の実施

学期に1度、学校協議会を開き、PTA、地域の方々と学校の課題を共有し、意見をいただくことで、教育活動の充実を図る。

○学校だより「二中の窓」、学年だより、学級通信など、各通信の発行

各通信を充実させることで、生徒の様子をこまめに保護者、地域へと伝える。また、「二中の窓」を通じて「箕面市いじめ実態把握アンケート」の結果と分析も公表し、学校の現状と取組みについての情報を公開する。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない教職員集団を作る。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 子どもたちの立場に立つ

一人ひとりを人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのために、教職員は、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢をもつ。

(2) 子どもたちを共感的に理解する

教職員は、集団の中で子どもたち一人ひとりが発する些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるよう感性を高める。そのために、教職員は、子どもたちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

2 いじめの早期発見のために

<いじめの発見への取組み>

(学級として)

○日常的な生徒への目配り・気配り・心配り

○自主学習ノートを活用した生徒とのコミュニケーション

担任は毎日生徒の自主学習ノートをチェックする。コメントも必ず記入し、生徒の気になる様子についても交流する。自主学習ノートは生徒にとって最も身近なコミュニケーションツールとなる。

○班長会議による情報共有

学級の班長と担任によって、現状のクラスや班の課題を話し合う班長会議を定期的に行う。これにより、いじめに発展している場合はもちろんのこと、孤立している生徒や様子気になる生徒などの情報を担任がキャッチし、対応することができる。

(学年として)

○複数の教員による生徒への目配り・気配り・心配り

○学級委員会を活用した課題の共有

月に1回ペースで、各クラスの学級委員が集まり、担当教員とクラスや学年の課題について話し合う。これにより、学年全体で課題を共有し、気になる生徒を見守る体制をつくる。

○学年会議を利用した情報共有

学年会議で生徒の様子を共有する。月に2回行うことで、情報の共有を密にすることができる。

(学校として)

○アンケート調査

ステップアップ調査の i-check やいじめアンケート等の調査に取り組む。アンケートの集計や分析は生徒指導部を中心に行い、学年、各担任が個々の生徒の回答を把握できるよう努める。

○生徒相談月間を活用した生徒との交流

・学校全体として5月～6月、10月～11月を「生徒相談月間」として、クラス全員の生徒が担任と話をする機会を設けている。その際、「生徒相談メモ」を活用し、いじめについても必ず話をする。また、10月～11月の生徒相談には、いじめアンケートの結果も活用し、より精度の高い聞き取りが行えるよう、アンケートの集計を速やかに行う。また、生徒によっては担任に話しづらいこともあることから学年教員をはじめとする関わりのある教員がいつでも相談に乗れるような体制を整える。

3学期においては、日々教員から生徒に声かけをして臨機応変に生徒相談を行う。

○「二中の窓」を通じた、いじめの訴えや相談方法の周知

スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法や生徒指導担当、養護教諭等、相談を専門的に学んだ職員がいることを周知する。また、関係機関（相談室や青少年指導センター、箕面警察や池田少年サポートセンター等の機関）へのいじめの訴えや相談方法を生徒・家庭・地域に周知する。

○校内外指導連絡会、いじめ・不登校連絡会での情報共有

週1回の両会議を通じて、問題行動やいじめ、不登校の情報共有を行う。問題行動や生徒間のトラブルからいじめに発展すること多いため、指導の方針を会議内で丁寧に確認し、いじめの未然防止や早期発見に努める。

3 相談しやすい環境づくりをすすめる

〈相談しやすい環境づくりのために留意すること〉

(1) 本人からの訴えには

①心身の安全を保障する。日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

②事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

(2) 周りの子どもからの訴えには

①いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

②「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴えには

①保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

②問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。

③子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じる。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

(4) 地域の方からの訴えには

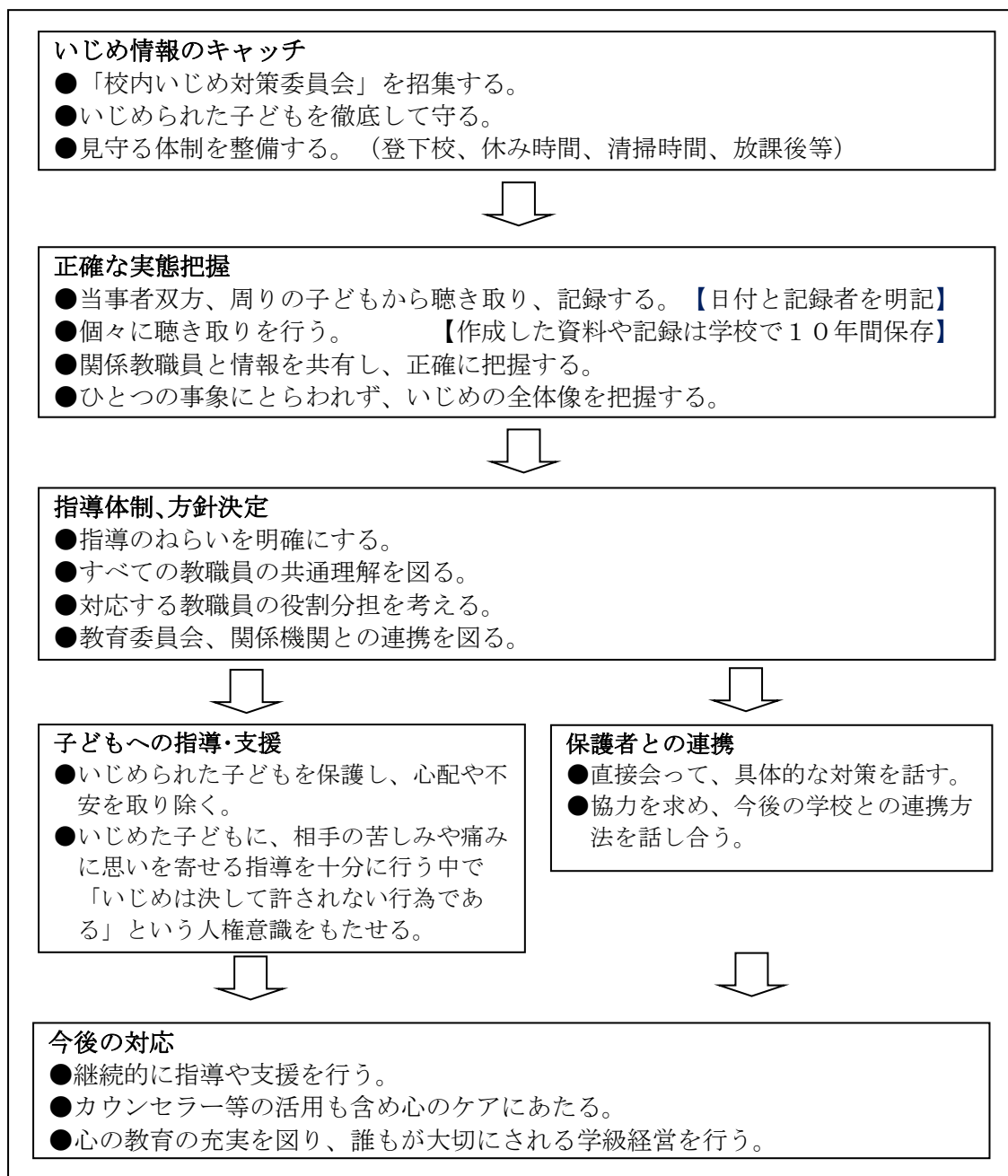
①青少年を守る会、民生児童委員、登下校の見守り隊、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努める必要がある。

②日時や状況をしっかりと聞き取り、学級での指導につなげられるように、連絡を受けたあと即座に対応する姿勢をもつ。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、早期に適切な対応をする。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、校内いじめ対策委員会で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。また、子どもの個人情報、その取扱いには十分注意する。

1 いじめ対応の基本的な流れ



(子どもに対して)

- ①事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(保護者に対して)

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた子どもに対して

(子どもに対して)

- ① いじめた気持ちや状況などを丁寧に聴き、子どもの背景にも理解した上で指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにする。教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

(保護者に対して)

- ③正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ④「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ⑤子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの子どもたちに対して

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

（４）継続した取組み

- ① 子ども、保護者の謝罪の場を適切に設け、謝罪後にも各家庭へ連絡をこまめに行い、事後指導に生かす。
- ② いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。（３か月後には必ず点検を行う。）
- ③ 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ④ いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ⑤ いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑥ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組みを強化する。

V ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめへの対応に関する基本認識

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。また、子どものスマートフォンやタブレット等を第一義的に管理する保護者と連携した取組みを行うことも重視していかなければならない。

もし、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、まずは記録し、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

2 ネット上のいじめについて

スマートフォンやタブレット等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷や画像等をSNS 上に書き込んだり、アップするなどの方法により、いじめを行うもの。

<ネット上のいじめの特殊性>

- ①匿名性により、加害者を特定しにくいという傾向がある。
- ②匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ③掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ④スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ⑤一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。
- ⑥時間、場所を選ばず、いつでも、どこでも情報が配信されるため、被害を回避しにくい。

3 未然防止

教科の時間や総合の時間を利用して情報モラルの指導を行うとともに、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行っていくために、学級懇談会や地区懇談会、新入生保護者説明会など保護者が集まる場を利用して、ネットの危険性を理解してもらう。

〈情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント〉

- ① SNS 等のインターネットを利用する際には利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることが、インターネットのリスクを回避することにつながる。
- ② 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ③ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ④ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ⑤ 書き込みが原因で、トラブルを招き、被害者の自殺や、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ⑥ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ⑦ 掲示板等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝えること。

〈保護者会等で伝えたいこと〉

(家庭における管理者としての観点から)

- 子どもたちのスマートフォンやタブレット等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に、スマートフォンやゲーム機を持たせる必要性について検討すること。いじめ等のトラブルが発生した場合は、学校と家庭が互いに協力してよりよい解決策を探ること。
- 学校は、子どものスマートフォンを校内に持ち込むことは禁止している。したがって、教員の許可なく持ち込んで使用した場合は指導したのちに家庭にその旨を報告している。つまり、子どもがスマートフォンを使用する時間帯は校外または自宅等が殆どである。そのいじめやトラブルを学校でも解決に向かうよう対応していくが、契約者である家庭に責任があることを認識すること。

(未然防止の観点から)

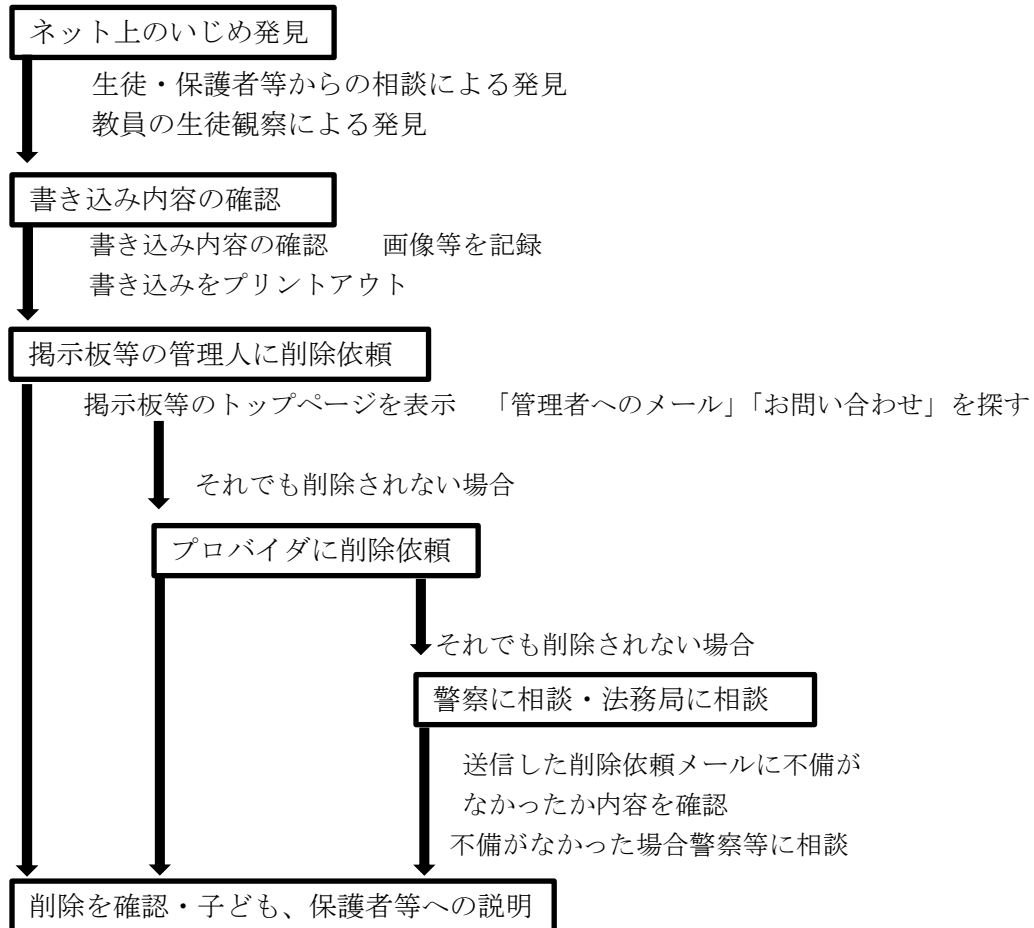
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、特定の子どもの対応だけでなく、不特定特定多数の人たちが知ることになり、より深刻な影響を与えることを認識すること。

(早期発見の観点から)

- 家庭では、保護者として子ども同士の SNS のやりとりをある程度把握するように努めること。また、SNS を使用しているときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもや巻き込んだ子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、保護者が子どもに SNS の利用を禁止するなど強い姿勢で指導し、学校に相談あるいは報告し、家庭と学校で協力して問題解決ができるよう努めること。

4 発見時の対応

(1) ネット上の書き込みや画像等への対応



(2) 被害の子どもへの対応（「いじめられた子どもを守り通す」という意思一致）

- ①きめ細やかな相談を行い、スクールカウンセラーとも連携する。
- ②被害の子どもの立場に寄り添った支援を行う。

(3) 加害の子どもへの対応

（前提として）加害の子ども自身がいじめの仕返しとして、SNS 上に誹謗中傷を書き込んだという例もあるため、被害の子どもからの情報だけをもとに、安易に加害の子どもと決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応をし、そのうえで適切に指導を行う。

- ①誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

Ⅵ いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組みにあたっては、校長のリーダーシップの下に「いじめを絶対に許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組みを行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための開発的・予防的な取組みを、あらゆる教育活動において展開する。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組みを推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「校内いじめ対策チーム」を常設し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

1 校内いじめ対策チームの常設について

〈いじめの防止等の対策のための組織〉

○対策チーム「拡大いじめ・不登校・校内外指導連絡会」

校時内に行っている生徒指導部の二つの会議（校内外指導連絡会、いじめ・不登校連絡会）を合わせた拡大会議の形式で行い、いじめ問題の予防・点検・対応について迅速にチームとして取り組む。

○構成員

・校内外指導連絡会より・いじめ、不登校連絡会より

校長、教頭、人権教育担当、生徒指導担当、養護教諭

図書館司書、支援教育担当、各学年校内外指導担当（生徒指導部）

SC、各学年いじめ・不登校連絡会担当、SSW、（人権・地域会議担当）

※さらに、当該生徒の担任、学年主任など、事案に応じて柔軟に対応する。

○緊急対策会議

いじめ事象の発見から速やかに会議を開く。聴き取り、指導、保護者対応、謝罪、見守り、学級・学年指導までを見据え、指導の方針を確認し役割分担を行う。聞き取り、指導、謝罪のタイミング毎に情報共有を行い、指導の調整や方針の見直しを柔軟に行う。

2 教職員の研修の充実

全ての教職員に対し、年に複数回、本校のいじめ防止基本方針を再確認する機会を設ける。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修及び具体的な事例研究等を計画的に実施する。そのことから教職員一人ひとりが様々な指導方法を身につけ、生徒に対する指導力やいじめの認知能力を高め、いじめについての共通理解を図っていく。

Ⅶ 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに箕面市教育委員会や箕面警察等の関係機関へ報告する。箕面市教育委員会の支援の下、校長が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。事案によっては、マスコミ対応も考えられるので、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

1 調査を要する重大事態の例

（１）生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

（２）相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。※不登校の定義(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)『『不登校』とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く)ことをいう。』

（３）その他の場合

児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合